

児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病指定医」の更新申請のご案内

～令和2年3月版～

「小児慢性特定疾病指定医」（以下、「小慢指定医」という。）の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。以下に該当し、引き続き指定を希望される場合は、更新申請書を郵送にて御提出いただきますようお願いいたします。

1 今回の更新申請手続きの対象となる方

主として小児慢性特定疾病医療意見書の作成を行う医療機関の所在地が青森県内（青森市、八戸市を除く）であり、かつ青森県が指定した小慢指定医のうち、有効期間満了日が令和2年（平成32年）4月1日から令和2（平成32年）年9月30日までの方

2 更新申請の受付期間

受付は、現在の指定通知書に記載している有効期間内（必着）とします。有効期間満了日までに更新申請がない場合は、自動的に失効となりますので御注意ください。

また、有効期間満了日を過ぎて申請された場合は、申請日からの新規申請の扱いとなり、添付書類が全て必要になりますので、必ず有効期間内に手続きをお願いいたします。

なお、審査及び新しい指定通知書の発行には一定の期間を要しますので、御理解くださいますようお願いいたします。

3 指定医の種類と必要書類

申請時において、5年以上の診断・治療に従事した経験（臨床医研修の期間を含みます。小児慢性特定疾病以外の診断、治療経験でも構いません。）がある医師のうち、以下のいずれかの要件を満たす医師が対象となります。

小慢指定医の種類と要件 (指定医番号 10 桁のうち上 4 桁)	更新申請に必要な書類等
小慢指定医（0201） 専門医資格により小慢指定医の指定を受ける場合	指定医指定申請書（第2号様式） ※専門医資格については、新規申請時に確認済みのため添付不要
小慢指定医（0202） 専門医資格を有さず、研修修了により小慢指定医の指定を受ける場合	指定医指定申請書（第2号様式） ※小慢指定医研修の修了証については、新規申請時に確認済みのため添付不要
専門医資格による指定医への変更を希望する場合	①指定医指定申請書（第2号様式） ②専門医に認定されていることを証明する書類の写し（申請日時点で有効期間内であるもの）

経歴書、医師免許証の添付は不要です。

4 各種変更の手続き

～氏名、連絡先、主として小児慢性特定疾病医療意見書の作成を行う医療機関等に変更が生じた場合～
更新申請と同時に変更手続きを行う場合は、申請書に変更内容を御記入いただくことで、
指定医申請事項変更届出書（第5号様式）の提出を省略できます。

5 その他

各種様式は、下記の青森県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/shoumansiteikankei.html>

または、青森県ホームページにおいて、「小児慢性 指定医」で検索してください。

【申請書提出先・問い合わせ先】

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県健康福祉部 こどもみらい課 家庭支援G

電話 017-734-9303

FAX 017-734-8091

E-mail: KODOMO@pref.aomori.lg.jp